

産業技術短期大学校職業能力開発推進協議会表彰要綱

(会員企業優良従業員表彰)

(目的)

第1条 この要綱は、産業技術短期大学校職業能力開発推進協議会（以下、「推進協議会」という。）の会員企業・団体（以下、「会員企業等」という。）に勤務する、優れた中堅の従業員を顕彰し、本人の努力を称え、会員企業等の一層の発展に資することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 この要綱による表彰を受けることができる者は、会員企業等に5年以上勤務し、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 勤務に精励し、常に技術・技能及び知識の習得に努め、他者の規範となっている概ね30歳以上45歳未満の者
- (2) 国家資格等の職務に係る資格を優秀な成績で取得した者
- (3) 所属企業の発展・向上に特に寄与する功績があった者

(候補者の推薦)

第3条 会員企業等は、表彰基準を満たし、表彰にふさわしい従業員を表彰候補者として、1会員1名を表彰推薦書（別紙1）により会長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 前条により推薦された候補者は、別に定める者をもって構成する審査会において選考し、会長が決定する。

2 被表彰者の数は、10名程度とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、原則として毎年1回、通常総会等において表彰状により会長が行い、併せて記念品を贈るものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は推進協議会理事会に諮り会長が決定する。

附則

この要綱は、平成21年5月15日から実施する。

この要綱は、平成24年1月23日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年12月21日から実施する。

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。